

(様式1)

## 債権譲渡承諾依頼書

令和 年 月 日

豊島区長 あて

(甲) 請負者	所在地	
(債権譲渡人)	称号又は名称	
	代表者職氏名	印
(乙) 債権譲受人	所在地	
	称号又は名称	
	代表者職氏名	実印
(担当者)	所属	
	職・氏名	
	TEL	

請負者（以下「甲」という。）が豊島区（以下「区」という。）に対して有する工事請負契約書（区と甲との間で締結された令和 年 月 日付けの工事請負契約書）に基づく下記の工事請負代金債権を、「公共工事に係る工事請負代金債権を活用した融資制度（下請セーフティネット債務保証事業。（以下「保証事業」という。）」）を利用するために、債権譲受人（以下「乙」という。）と締結した令和 年 月 日付けの債権譲渡契約書に基づき、乙に譲渡することにつき、工事請負契約約款第 5 条第 1 項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請事業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、工事請負契約約款第 41 条に規定する「契約不適合責任」は、当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

### 記

#### 1 譲渡対象債権

譲渡される甲の工事請負代金債権は、本件請負工事が完成した場合において工事請負契約約款第 30 条第 2 項の検査に合格し引渡した出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約（以下「請負契約」という。）により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

ただし、請負契約が解除された場合においては、工事請負契約約款第 48 条第 1 項の出来形部分の検査に合格し引渡した出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、(6)及び(9)の金額は変更契約後の金額とします。

(1)工事名

(2)契約番号

(3)工事場所

(4)契約締結日 令和 年 月 日

(5)工 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

(6)請負代金額 金 円

(7)支払済前払金額 金 円

(8)支払済中間前払金額  
及び部分払金額 金 円

(9)債権譲渡額 金 円 (令和 年 月 日現在見込額)

((9)=(6)-(7)-(8))

- 2 甲及び乙は、本承諾後、発注者に対し融資実行報告書（様式8）を提出いたします。
- 3 上記譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請事業者等の債権を担保とするものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではありません。  
また、上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを念のため申し添えます。
- 4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為は行いません。
- 5 甲倒産時の下請事業者等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行い、区には一切ご迷惑をおかけいたしません。
- 6 乙においては、国土交通省通達及び債務保証事業に係る諸規定に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請事業者に対する適切な支払いの確保を図るものとします。
- 7 債務保証事業の手續に関し必要な出来高確保は、乙が責任を持って厳正に行います。
- 8 乙は、請負契約に基づき区が行う出来形審査結果については、一切異議を申し立てません。
- 9 本件債権譲渡の承諾を得た後は、本件工事の部分払金及び請求代金の請求は乙が行い、甲は一切請求を行いません。
- 10 上記のほか、甲及び乙は保証制度に係る国土交通省通達及び方法書等一般財団法人建設業振興基金が定める諸規定及び「工事請負代金の債権譲渡の承諾に係る取扱いについて」並びに工事請負契約書の条項等を遵守します。

豊総契第 号  
令和 年 月 日

### 債権譲渡承諾書

(甲) 御中  
(乙) 御中

上記の「下請セーフティネット債務保証事業」に係る工事請負代金債権の譲渡承諾依頼については、工事完成引渡債務不履行等工事請負契約に基づく工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約約款第41条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

- 1 甲及び乙は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

豊島区長

印

確定日付印欄